

キヨクトウ指定居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 極東警備保障株式会社が開設するキヨクトウ指定居宅介護支援センター(以下「事業所」という)が行なう居宅介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、利用者に対し適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 キヨクトウ居宅介護事業者は利用者の委託を受け取り、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保される等サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 キヨクトウ指定居宅介護支援センター
- (2)所在地 旭川市永山北1条10丁目11番19号(極東警備保障株式会社2F)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1)管理者 1名
管理者は、事業所の運営管理及び業務の統括を行なうものとする。
- (2)介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、管理者を補佐すると共にケアプランの作成・要介護者のニーズを把握し居宅サービス事業者間のコーディネート、サービス実施状況及び継続的管理を行なうものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。但し年末年始等を除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分とする。

但し、休日・時間外は、24時間電話連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容及び利用等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、ケアプランの作成した額は厚生労働大臣が定める基準のものとする。

(※厚生労働大臣が定める基準「介護報酬告示」は事業所に掲示すること。)

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、旭川市・当麻町・愛別町・比布町・鷹栖町・東川町
東神楽町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 居宅介護支援センターは、居宅介護支援専門員の質的向上を図るため研修の機会を
次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

1. 採用時研修(採用後1ヶ月以内)・継続研修(第5土曜日及び隨時)
2. 介護支援専門員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 介護支援専門員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を
保持させる為介護支援専門員でなくなった後においてもこれからも秘密を保持
するべき旨を、介護支援専門員との雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項の外に運営に関する重要事項は、極東警備保障株式会社
と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情措置)

第10条 苦情を受けた場合の措置は次のとおりとする。

- 1, 苦情・相談に対する窓口として管理者が対応するとともに、時間外・不在中の場合についても基本的な事項については、誰でも対応できるよう教育指導している。
- 2, 処理体制・手順
 - ・苦情が発生した場合、直ちに介護支援専門員より相手方に連絡をとり、詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。
 - ・介護支援専門員が必要と判断した場合は、管理者を含め検討会議を行う。
 - ・検討後、速やかに具体的な対応を行なう。(謝罪・ヘルパーの交代等)
 - ・苦情及びその結果を記録する。
- 3, サービス提供事業者への連絡・確認・報告を密にし、苦情が起きないようサービス計画の提供を心がける。

(虐待防止に関する事項)

第11条

- 1、事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
 - (2)虐待の防止のための指針の整備
 - (3)虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
 - (4)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成15年4月1日から改定する。

平成15年5月1日から改定する。

平成18年5月1日から改定する。

平成18年11月20日から改定する。

平成19年9月1日から改定する。

平成21年10月26日から改定する。

平成25年5月1日から改定する。

平成26年12月5日から改定する。

平成28年11月7日から改定する。

平成29年2月1日から改定する。

令和6年4月1日から改定する。